

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	株式会社大阪ソーダ
【英訳名】	OSAKA SODA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 寺 田 健 志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市西区阿波座1丁目12番18号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪ソーダ東京支社 (東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員寺田健志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社14社及び持分法適用会社1社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生の可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。全社的な内部統制の評価範囲とした7社の事業拠点（国内4社、海外3社）の売上高を合算すると、連結売上高の概ね95%を占めております。なお、その他の連結子会社8社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少と判断し、評価範囲に含めておりません。

重要な事業拠点の選定に際し、当社グループは化学品等の製造・販売を主な事業とすることから、主に売上高が事業活動の規模を表すと考えており、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高を選定指標としました。評価範囲の割合は、前年の全社的な内部統制の評価が良好であることから、当連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2/3といたしました。質的影響の重要性として、各事業拠点の企業グループにおける位置付けや事業特性も勘案しました。

上記検討の結果、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、2社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループは化学品等の製造・販売を営んでおり、製造・販売が収益獲得のための重要な活動であることから、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。